

あったかふれあいセンター利用者データ管理ソフト開発・運用実施委託業務仕様書

1 業務名

あったかふれあいセンター利用者データ管理ソフト開発・運用実施委託業務

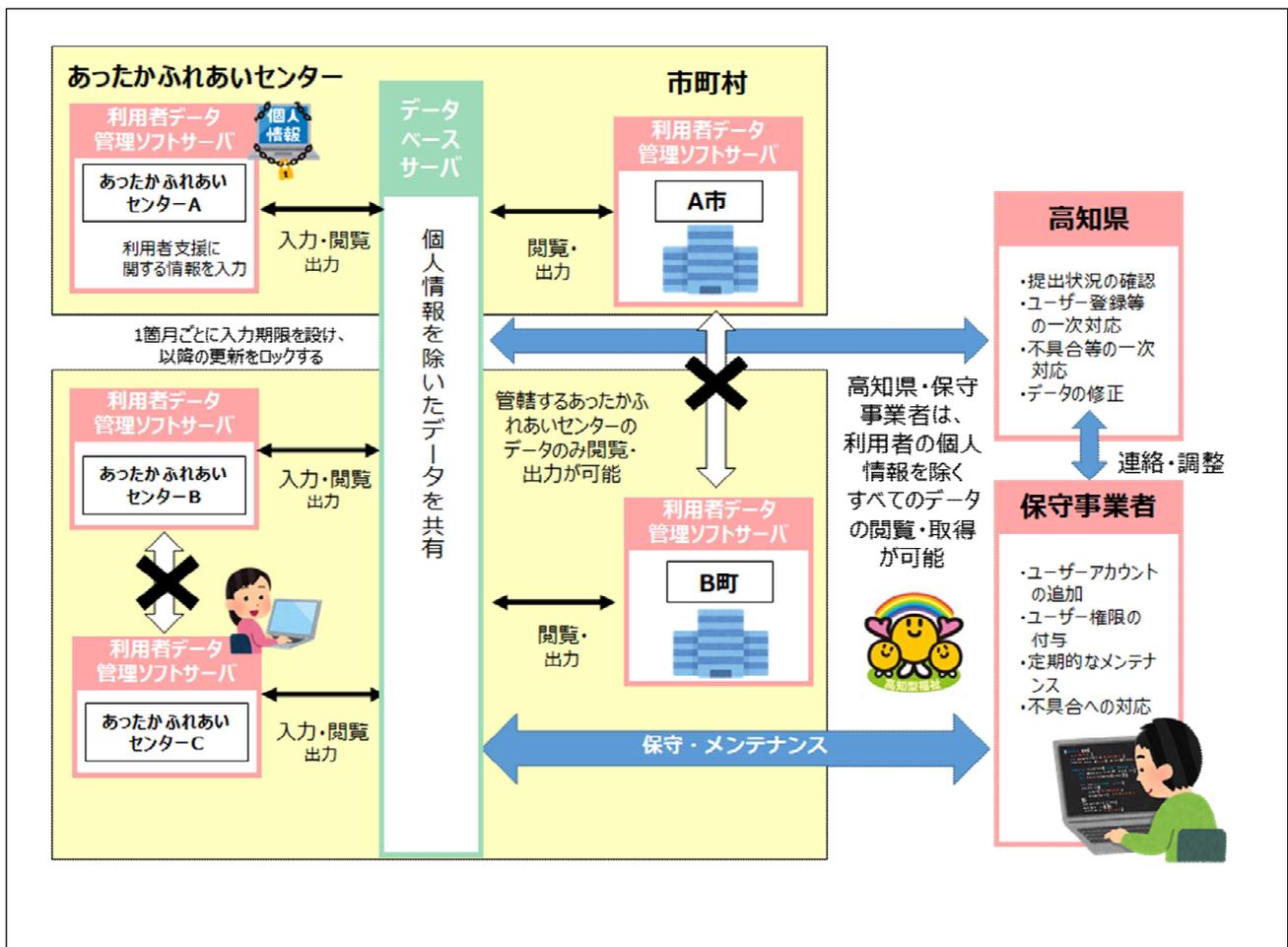
2 事業概要及び目的

本県では、市町村を実施主体として高齢者や子ども、障害者等誰もが気軽に集い、子育てや生活支援サービス等を受けることができる地域福祉の拠点であるあったかふれあいセンターが31市町村56拠点において実施されている（令和4年4月1日現在）。

あったかふれあいセンター利用者データ管理ソフトは、各事業者の業務管理を容易にするとともに、県域・市町村・事業者単位それぞれの当該事業の実態把握及び評価に資することを目的に開発を行う。

3 システムの概要

(1) ソフト開発及び運用イメージ



(2) 利用者及びアクセス権限

利用者（人）	データ登録	データ照会	データ修正	CSV出力
地域福祉政策課（3）	○	○	○	○
福祉保健所（5）	○	○	—	○
市町村（34）※ ¹	○	○	—	○
あったかふれあいセンター事業者（60※ ² ）※ ³	○	○	○	○
発行業務受託事業者（1）	○	○	○	○

※1 自市町村データのみ操作可能

※2 日本一の健康長寿県構想で目標としている60拠点を想定（令和5年度末）

※3 自拠点のデータのみ操作可能

(3) 具体的な作業内容

- ①あったかふれあいセンター利用者データ管理ソフトのデータベースの構築
- ②Web ブラウザをとおしてデータベースにアクセスできるシステムの構築
- ③上記作業におけるシステムの基本設計、システムの詳細設計、システムのプログラム開発、ユーザーID及びパスワードの発行、システムの試験、サイトデザインの構築、ネットワークの設定及び疎通試験、ソフトウェア・ライセンスの調達、ハードウェア設定・稼働確認、ソフトウェアのインストール・設定・稼働確認・既存ファイルからのデータ移行環境の構築、システム設定、暫定稼働への対応、運用リハーサルへの支援、本稼働への対応、スケジュール調整等に関する打合せ、プロジェクト管理、ドキュメント作成

(4) 調達の範囲外

- ①ハードウェア
OSのインストールは、各パソコンの所有者の責任において行われる。
- ②ソフトウェア
別紙1に記載されているソフトウェアライセンスについては、県が用意する。それ以外のソフトウェアについては受託事業者が用意すること。

4 システム要件

(1) 機能要件

- ①県、福祉保健所、市町村、業務受託事業者からデータベースへのアクセスは、Web ブラウザから、パソコンの個別識別及びログイン画面を経由してのインターフェース上で行うものとし、ログイン時のパスワードは単年度ごとに変更し、各ユーザーに通知することとする。
- ②データベースへの登録情報は別紙2参照。ただし、実際の登録情報は別紙2を元に両者打合せの上、決定していくこととする。
- ③システムのデータ入力にあたり、入力する者の作業時間の短縮や効率化のため、入力補助機能を備え付ける等こうした作業を簡素化するシステムとなるよう工夫すること。

- ④システム構築後、各あったかふれあいセンターにて既存ファイルを新システムに移行できるよう、mdb ファイルにて出力された既存ファイルを、過去データとして新システムに取り込む機能を整備すること（mdb ファイルにて出力されるデータ構造は別紙4のとおり）。

(2) システム性能要件

①性能の担保

回線の影響を除き、通常の操作においてストレスを感じない程度のレスポンスを可能とすること。また、利用集中時においても、システム運用に大きな支障がない程度のレスポンスを可能とし、処理応答時間が3秒を超える場合は協議すること。

②端末

3システムの概要(2)で定める利用者が以下の端末及びブラウザからシステムを利用できるようにすること。

なお、個人情報についてはローカルで管理すること。

システムの動作環境

項目	内容
パソコンの推奨環境	プロセッサ 3.3GHz またはそれ以上の64ビットデュアルコアプロセッサ (SSE2 命令セット対応) メモリ 4GB のRAM 表示方法 SuperVGA、解像度 1024×768
OS	Windows10、8.1
CPU	各 Windows OS の推奨環境に準拠
HDD	50MB 以上の空き容量がある HDD
解像度 (液晶モニター)	1280×768 以上
ブラウザ	Microsoft Edge 94 以上
その他条件	・ Microsoft Office365、2016、2013、2010 のいずれかをインストールすること ・ プリンターの利用が可能であること

③クラウド

庁内クラウド(別紙1)を利用すること。

あったかふれあいセンター利用者データのうち、氏名等個人が容易に特定される情報を除いた情報をクラウド上で閲覧・抽出・CSV出力ができるようにすること。

なお、県・市町村・事業者が共通で利用できる、利用者を識別できる番号を付与すること。

④情報セキュリティ

サーバを構築する際は情報セキュリティに十分配慮した構成とすること。各種ログ(1年以上保管)を確認した結果を含め、毎月の運用保守状況を県に報告すること。なお、業務の実施にあたっては高知県セキュリティポリシーを遵守すること。

⑤信頼性

システムは常時運用することとし、稼働率 95%以上とすること。

障害発止時は 48 時間以内に復旧することとし、24 時間以上システムが停止する場合は、障害発生時から 12 時間以内に復旧見込み時間を報告すること。

なお、障害発生時のリカバリは少なくとも前日のデータからリカバリが可能であること。

⑥バックアップ

本システムのデータをバックアップするために、データセンターと異なる場所にバックアップ場所を確保し、オンラインで毎日バックアップを行う仕組みを構築すること。

⑦次期システムへの移行

次期システムへデータを移行できるように、全件分のデータは、画面上の操作、あるいはマニュアルによる簡易なオペレーションにより、汎用的なデータ形式による出力を可能とすること。また、移行時には最新のファイル・レコードのレイアウト、コード表など移行に必要なドキュメントの提出を可能とし、移行時にデータ抽出のための費用が発生しないようにすること。

⑧年間運用費の抑制

システム運用開始後の年間運用費を抑制できるようにするため、特定のクラウド事業者の持つ機能に縛られない設計とし、クラウド事業者の変更等が可能なシステムとすること。

データ量の増大に伴い高額なデータベースライセンス料金やユーザー数ライセンス料金を支払う必要のないシステムとすること。

⑨スケジュール

構築開発期間	令和 4 年 7 月～令和 4 年 9 月 30 日
システム仮稼働	令和 4 年 9 月下旬
関係者への周知・試験運用	令和 4 年 9 月下旬
システム本格稼働	令和 4 年 10 月 1 日
運用保守	令和 4 年 10 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

⑩進捗管理

進捗管理に関する要件は以下のとおりとする。

- ・構築業務の着手前に、当該業務に関するプロジェクト計画書、全体工程表及び最初に着手する工程の詳細スケジュール表（工程管理表）を作成し、県に提出して承認を得ること。業務開始後は、プロジェクト計画書等に基づいて進捗管理を行うとともに、定例会（週 1 回程度）ごとに進捗報告書等を提出し、業務全体を円滑に推進すること。

- ・作業分担、成果物の提出（納入）時期等を明確にすること。

- ・打ち合わせやレビューにおける決定事項、懸案事項等について、速やかに議事録を作成し、発注者に提出して承認を得ること。

- ・作業が遅延した場合には、全体スケジュールへの影響評価を行うとともに、進捗を阻害する要因の洗い出しと具体的な遅延回復策を策定し、遅延回復計画書を添えて発注者に適時、的確に報告すること。内容が承認された場合は、速やかに遅延回復策を実施すること。

- ・進捗を阻害する要因については、課題管理表を用いて文書で管理すること。

⑪運用保守要件

運用開始以降、令和4年度内の運用保守を行うこと。なお、令和5年度以降の運用保守についての契約は別途締結する。

- ・システム運用・保守

 - システムの運用

 - システムを構成する物理・論理資源の構成管理

 - システムの稼働監視

 - システムの障害対応

 - システムの復旧（遠隔操作）

 - システムのログの収集・管理

 - システムの障害原因調査・報告

 - システムのバージョンアップ及びパッチ適用

- ・ソフトウェアの不具合への対応

 - 月曜日から金曜日9時00分～17時00分。

 - ただし、年末年始（12月28日～1月3日）を除く。

- ・地域福祉政策課、各市町村、事業者からの問い合わせへの対応

5 その他の要件

(1) データベース及びソフトは、運用前の段階で、県に対しプロトタイプによる動作検証及び操作性の確認を行うこと。

(2) データベース及びソフトの開発・運用に当たっては、不正アクセスや関係者の持ち出し等による情報漏洩を未然に防ぐなどセキュリティに関する事件・事故に対して万全の対策を講じること。

(3) データベース及びソフトの開発・運用並びにセキュリティ対策等に関する全ての費用は受託事業者の負担とする。

(4) データベース及びソフトの運用環境は、令和5年度に運用事業者が変わる場合においてもそのまま引き継げる環境とすること。また、次の運用事業者に対して、開発・運用に関する全ての情報を開示するとともに、必要に応じて助言等のサポートを行うこと。

(5) データベース及びアプリの開発及びテストで使用する機器等は全て受託事業者において準備すること。

(6) 保守は個人情報の取り扱いのため、十分なセキュリティ対策を実施すること。また、業務を第三者に委託する場合は事前に協議をすること。

(7) 受託者の仮想マシンへのアクセスにおいて、リモートメンテナンスネットワークシステムを利用する必要がある場合は、別紙3「新リモートメンテナンスネットワークシステムの利用に係る接続回線料について（令和元年9月24日付け元高情政第708号情報政策課長通知）」を参考に受託者が支払うこと。

また、具体的な回線利用の申込方法等については、別途調整し、高知県から通知する。

6 成果品

納品される全ての成果物は、ウイルスチェック済みであること。

(1) 成果品

- ①設計ドキュメント（基本設計書、画面遷移図、DB 設計書、詳細設計書）
- ②システム一式
- ③操作マニュアル
- ④事業計画書
- ⑤課題管理台帳
- ⑥議事録（定例会等）
- ⑦試験計画
- ⑧試験結果報告書
- ⑨運用手順書（情報セキュリティ実施手順書）
- ⑩業務完了報告書

(2) 形式

- ①書類（紙媒体）は、A4 判縦長横書き両面印刷を原則とし、日本語表記のものを2部（原本1部、副本1部）を提出すること。
- ②書類（電子媒体）は、CD-R 又は DVD-R により1部提出すること。

(3) 納品場所

県の指定する場所に納品すること。